

介護・福祉関係施設・在宅等領域の皆様へ 重要なお知らせ

令和8年度介護報酬改定における「介護職員等処遇改善加算」の申請手続きの詳細について、通知が発出されました。

他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定（期中改定）では、新たに訪問看護等に介護職員等処遇改善加算が創設されます。

申請には、期日までに以下書類等の提出が必要です。詳細は通知をご確認ください。



<https://www.mhlw.go.jp/content/001674610.pdf>

※様式の可変媒体は別途、「介護職員の処遇改善」のページ

(<https://www.mhlw.go.jp/shogu-kaizen/>) に掲載される予定です。

※都道府県によって対応が異なる場合があるため、都道府県からのお知らせにもご留意ください。

書類	事業者	都道府県への提出期日
処遇改善計画書	従前から処遇改善加算の対象であったサービス類型を含む法人で、令和8年4月及び5月分を申請する事業者	令和8年4月15日
	加算新設事業所のみが所属する事業者など、令和8年6月以降に申請する事業者	令和8年6月15日